

令和 2 年 1 月 16 日
総合教育会議資料

本市児童自死に係る損害賠償請求事件の概要

1 訴訟（損害賠償事件）の概要

事件番号 平成 30 年（ワ）第 762 号 損害賠償請求事件

原告 A 及び B（自死児童 C の保護者）

被告 豊見城市 外 5 名

豊見城市

いじめ児童 D の保護者 E 及び F

いじめ児童 G の保護者 H 及び I

J

請求の趣旨

- 1 被告（豊見城市、E、F、H、I 及び J をいう。以下同じ。）は、原告 A に対し、連帯して金 3751 万 8860 円及びこれに対する平成 27 年 10 月 19 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え
- 2 被告は、原告 B に対し、連帯して金 3751 万 8860 円及びこれに対する平成 27 年 10 月 19 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え
- 3 豊見城市、F、J は、原告 A に対し、連帯して、金 165 万円及びこれに対する平成 30 年 3 月 30 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え
- 4 豊見城市、F、J は、原告 B に対し、連帯して、金 165 万円及びこれに対する平成 30 年 3 月 30 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え

請求の原因

- 1 C の死亡結果についての損害賠償請求
 - (1) 児童らによるいじめ及び学校の不適切な対応について（豊見城市、E、F、H、I に対し、国家賠償法 1 条¹、民法 714 条 1 項、719 条 1 項、711 条に基づく損害賠償）
 - (2) F 及び J による虚偽情報の流布（F 及び J 民法 709 条、719 条 1 項、711 条に基づく損害賠償）
- 2 C 死亡後における調査懈怠（けたい）及び虚偽情報流布についての損害賠償請求（豊見城市、F、J に対し、国家賠償法 1 条 1 項、民法 709

¹第 1 条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を与えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

条、711条に基づく損害賠償)

損害

Cの死亡についての責任

被告の不法行為により、原告には次のとおり 7,503 万 7,721 円の損害が発生した。

(1)死亡に伴う逸失利益	28,648,574 円	489 万 2300 円×0.5×11.7117 H27 年度男女学歴計平均給与 額×生活費控除×9 歳(就労可能 年数 49 年)のライブニッツ家 数
(2)C 本人の慰謝料	32,000,000 円	死亡慰謝料 3000 万円 いじめ自体の慰謝料 200 万円
(3)治療費	89,147 円	
(4)原告ら近親者の慰謝料	6,000,000 円	それぞれ 300 万円
(5)葬儀関連費用	1,500,000 円	
(6)弁護士費用	6,800,000 円	(1)~(5)の合計額の約 10%
小計	75,037,721 円	

本件事故発生後についての責任

被告の不法行為により、原告は、Cの自死に関してどのようないじめがあったか否かについての事実を知ることが一層困難となり、また、風評被害に晒された結果、精神的損害を蒙り、次のとおり合計 330 万円の損害が発生した。

(1)慰謝料	3,000,000 円	それぞれ 150 万円
(2)弁護士費用	300,000 円	

結語

よって、原告 A 及び B は、被告らに対し、以下の通り請求する。

原告 A 及び B は、それぞれ、被告豊見城市、F、E、I、H、J に対し、共同不法行為に基づく損害賠償請求として、連帯して、金 3751 万 8860 円及びこれに対する C の死亡日である平成 27 年 10 月 19 日から支払済みに至るまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金を求める。

また、原告らは、それぞれ、被告豊見城市、F、J に対し、共同不法行為に基づく損害賠償請求として、連帯して、金 165 万円及びこれに対する平成 30 年 3 月 30 日から支払済みに至るまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払いを求める次第である。

2 訟務の所管部署について

本件については、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成19年豊見城市規則第9号）において「6 豊見城市がその当事者となる請願、審査請求、訴訟、和解、あっせん、調停及び仲裁等に関することのうち、その内容が教育委員会の所掌事項に関すること。」について教育委員会に補助執行させることとなっていることから、教育部学校教育課において訟務を担当する。

3 予算措置等

(1) 当面必要な予算措置（弁護士費用）

当面は、弁護士への訴訟委任に係る費用（着手金及び報酬金並びに実費額）に係る予算措置が必要となってくる。

着手金については、委任契約時に支払いが必要となっており早急な措置が必要となる。また報酬金及び実費額については、事後に支払いの必要があることから他の訴訟事案と同様に債務負担行為の設定を行う必要がある。

なお、今回の訴訟の金額は、7,833万円となっており旧日本弁護士連合会報酬等基準（見積先法律事務所もおおむね同様な基準となっている。）によると弁護士費用として、おおむね次の費用が必要となってくる。

見積金額	着手金	金304万円（消費税別）
	報酬金	得られた経済的利益につき
		300万円以下の部分 16%相当額（消費税別）
		300万円を超える部分10%相当額（同上）
		3000万円を超える部分6%相当額（同上）
内 容	相手方：豊見城市児童自死事件の遺族 事件名：損害賠償請求事件	

《備考》

本件訴訟の金額（7833万円）について、当事務所の報酬規程による弁護士費用の見積額（標準額）です。事件処理にかかる実費費用（郵便切手代等）につきましては実費相当額をご負担いただきます。

得られた経済的利益は、損害賠償の請求額から訴訟の結果支払いを免れた金額が基準となります。

以上のことから、現時点では、10款の教育費に次のとおり予算措置が必要となってくるものである。

ア 着手金

328万3,200円（消費税24万3,200円含む。）

款	項	目	節	金額	説明
10	1	2	13 委託料	3,284 千円	弁護業務委託料

イ 債務負担行為

委任弁護士の報酬基準による実費額及び報酬金の額

款	項	目	債務負担行為の限度		財源	債務負担行為を必要とする理由
10	1	2	年度	金額	一般財源	
平成 30 年 (ワ) 第 762 号 損 害賠償請求 事件訴訟実 費費用及び 報酬額	訴訟委任 契約締結 の日から 解決する 年度まで	委任弁護 士の報酬基 準による実 費額及び報 酬金の額			限度額に同じ	市を被告とする損害 賠償請求事件への応 訴費用が必要な為

(2) 訴訟の結果如何により必要となる予算措置

訴訟の結果如何では、損害賠償金、遅延損害金及び訴訟費用の負担が生じてくる可能性があり、その場合においては、これらの予算措置も必要となってくる。

4 弁護委託契約等について

(1) 随意契約理由（政令第 167 条の 2 第 2 号の該当性）について

本件訴訟は、別添「本市児童自死に係る損害賠償事件について」で示すように、いじめが原因で児童が自死したものとして第三者委員会が設置され、その報告書を踏まえ、当該児童の保護者を原告として市外 5 名へ損害賠償を請求するものとなっている。

これまで市教委においては、平成 28 年 2 月からの新しいじめ問題専門委員会におけるアドバイザーとして、みちしるべ法律事務所²の畑 知成（はた ともしげ）弁護士に委託契約を結んでいたところであり、他のどの弁護士よりも本件について知悉しているものである。

ところで、随意契約は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 234 条第 2 項において「政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる」ものとされており、同法施行令（以下「政令」という。）第 167 条の 2 第 1 項において「随意契約によることができる場合」は同条同項各号に掲げる場合とされているところ、本件訴訟に係る弁護委託契約は、第 2 号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものである。

² みちしるべ法律事務所

沖縄県那覇市松島 1 丁目 3 番 13 号アビタシオン松島 7 階

Tel 098-988-9090 Fax 098-988-9190

<https://law-firm-2897.business.site>

以上のことを鑑み、政令第 167 条の 2 第 2 号の規定に基づき、同弁護士を相手先とし、随意契約により契約をするものである。

(2) 市契約規則第 24 条の見積書について

豊見城市契約規則（昭和 49 年豊見城村規則第 11 号。以下「規則」という。）第 25 条第 1 項において、「随意契約により契約を締結しようとする場合においては、2 人以上の者から当該契約に係る見積書を徴さなければならぬ」ものとされ、同条同項ただし書において「各号のいずれかに該当する場合は、1 人の者から見積書を徴することで足りる」となっている。

本件訴訟に係る弁護委託契約は、同条同項第 1 号の「契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるとき」に該当することから、見積書は 1 人の者から徴しているものである。

(3) 弁護士委任及び報酬契約書

契約年月日 平成 30 年 12 月 19 日

相手方 みちしるべ法律事務所 弁護士 畑 知成

契約時支払額 着手金 3,283,200 円（消費税込み。）

契約内容 別紙 1 の契約書のとおり（14 頁参照）

5 本市児童自死にかかる第三者委員会の報告書の概要

本市では、平成 28 年 3 月 2 日に豊見城市いじめ問題専門委員会において、平成 27 年 10 月 12 日午後 10 頃、自宅で自死を敢行し、後日縊死した事故について、いじめ防止対策推進法第 14 条第 3 項及び 28 条 1 項並びに市規則第 2 条の規定に基づき、事故に関する背景調査と調査報告書の作成を諮問した。

平成 28 年 3 月 2 日開催の第 1 回豊見城市いじめ問題専門委員会から平成 30 年 3 月 28 日開催の 31 回開催の委員会まで、31 回の審議を経て、平成 30 年 3 月 30 日に教育長へ豊見城市いじめ問題専門委員会調査報告書の答申が行われた。答申内容は、次の通りである。

(1) 検討：予測することは容易ではない

一般論として、児童の状態把握を的確に行うことは容易ではないと考えられている。

また、児童は、いじめが重篤なケースでも普段と変わりなく振舞うことがあり、自死の直前でも、明確なサインがわかりにくい事例は数多いと指摘されている。本件においても、直前期は、自死につながるような深刻な心理状態にあったものと考えられるが、児童の自死は、大人にとってきっかけや動機が見えにくいという上記の指摘も併せて考えたとき、学校側や、特に保護者において、本件児童の自死の危険を具体的に予想することは容易ではなかったというべきである。

(2) 判断：いじめが大きな要因の一つ

本件においては、繰り返されたいじめが自死の主たる要因の一つであっ

た蓋然性は、十分にこれを認めることが出来るものとする。

本件自死は、いじめを含む複合的な要因が関係して引き起こされたものと評価するのが相当と考えられるところ、いじめ以外の主たる要因としては、傷つきやすいという本人の特質や、学業不振、転校の不安、体調不良、エイサーを退団したことによる喪失感、そして自死当日の母親とのやりとりなどが考えられる。ただ、本件児童の心を追い詰め、自死に向かわせた大きな要因の一つにいじめがあることは、証拠と経験則に照らして明らかというべきである。

(3) 事実の認定：5件

- ① ズボンをおろされる
- ② 複数でC（報告書内ではAとされているがこの資料との関わりでCとしている。以下同じ。）の筆箱をパスして回す。
- ③引き出しを開けられ、ノリを勝手にいじられる。
- ④「Cがセキュリティをかいくぐって、マンションに入ってきた」との嘘を言いふらす。
- ⑤Cがカーディガンを腰に巻いていたところ「格好つけるな」といって、カーディガンを引っ張られる

(4) 自死を防ぐことができた蓋然性

あくまで結果論ではあるが、当委員会は、X小学校において適時・適切に対応がなされていれば（以下(2)、(3)のとおり）、本件児童に対するいじめを相当程度減少させ、あるいは（または同時に）本件児童が極限まで追い込まれる状態に至ることを防ぎ、もって本件事故の発生を防止し得た蓋然性は、十分に認められるものとする。

(5) 学校による対応の問題点：小括

重大事態の調査は、当該事故そのものの原因を究明し、遺族らの納得を得、自己反省をする目的のみならず、将来において同様の事態を生じさせないという、児童生徒のための崇高な教育的・人道的目的を有すものであることから、自己に都合の良い情報だけに寄りかかり、また事実を矮小化あるいは過小評価して自らを正当化し、保身を図る行為は、教育者として決してあってはならないことである。

(6) 市教委による対応の問題点：小括

本件事故を受けての市教委の対応は、極めて問題の多いものであった。事故後直ちに法第28条第1項1号により重大事態の認定を行い、専門委員会を組成して遅滞なく基本調査、詳細調査を実施することが出来ていれば、調査報告が今日までかかることは考えられず、より真相に近づくことが出来た可能性がある。

また、保身に走るX小学校をたしなめ、指導力を発揮して対応することが出来ていれば、現在のように遺族や世間の信頼を失うことなく、事案の終結ももっと早期になされていたものと考えられる。

市教委においては、以後同様な対応に陥ることのないよう、この度の失態を教訓に、意識改革と研鑽に努められたい。

(7) 本件事故後おける遺族の苦しみについて

本件事故後、巷には、遺族を打ちのめす、ありとあらゆる悪評が出回り、その心情を傷つけた。

これら根拠のない風評は、いじめ加害を疑われていた子の父母に近い父母らや学校関係者によって、その一部が拡散されていたことが確認されている。

いじめによる重大事態の場合にままたま起こりうることといわれている「被害者が加害者にされてしまう事態」が本件でも起こったものであり、これにより遺族は、何重にも傷つけられた。

無責任に関与した関係者においては、自ら行った事の重大性を認識し、真摯に反省をすべきである。

(8) 提言

本件から学ぶこと

本件においては、校長をはじめとするX小学校の教員が、いじめを第2条第1項のとおり定義した意義を適切に理解し、一見重篤とはいえない出来事が児童にとって大きな心の傷のもとになることを共通の認識として、また心理検査の結果を児童への個別対応に生かす意識を共有し、いじめアンケートをいじめ発見の手段としても位置づけ、きめ細かい対応が出来ていれば、遅くとも本件いじめアンケートが実施・回収された時点において、担任やその他教員が本件児童の内面にアプローチすることで、自死を防ぐことができた可能性が認められる。

提言

(1) いじめに関する意識改革

- ① いじめの定義の正確な理解
- ② 重篤でないいじめでも自死を引き起こす可能性があることの理解の周知
- ③ いじめを積極的に探索して見つけ出すことの重要性
- ④ いじめへの組織的対応
- ⑤ 養護教諭の積極的活用
- ⑥ 研修の実施

(2) 教育委員会の職責を適切に果たすこと

- ① 積極的認知とその評価
- ② 重大事態の認定
- ③ 指導的立場の再確認

(3) 新たな施策の導入—いじめ防止対策に従事する専任教員の配置

(4) 基本方針の着実な実践と検証及び改善

6 事件の経緯等

期 日	内 容
平成27年 10月12日（月）22時頃	小学校4年男子が心肺停止状態で病院に搬送される（秋休）
10月13日（火）17時頃	病院に見舞へ 両親の話を聞く。 （教育長、部長、指導主事、校長、担任、その他2人）
10月15日（水）17時50分頃	両親に、9月29日に実施した「市いじめアンケート」に「いじめが疑われる」記述があったことを報告する。
10月19日（月）17時40分頃	死亡が確認される。
11月13日（金）15時30分	市長が議員を招集し、全体協議会を開き、いじめ防止対策推進法第14条第3項に定めるいじめ問題専門委員会の設置について、

期 日	内 容
	議会を開く暇がないことを説明し、専決処分を行うことについて了解を得る。
11月17日（火）	関係者の聞き取り調査を開始
11月18日（水）	いじめアンケート（基本調査）の実施 4年生及び5年生の全員
11月24日（火）16時	第1回いじめ問題専門委員会を開催する。 辞令交付、諮問書の交付、経過報告について説明
12月8日（火）14時30分	第2回いじめ問題専門委員会を開催する。
12月24日（木）14時30分	第3回いじめ問題専門委員会を開催する。
平成28年 1月8日（金）	学校より、保護者会（1月12日）の開催通知を送付。
1月9日（土）	「本島南部、男児、小学校4年自殺」との新聞報道が行われる。
1月10日（日）16時	学校及び教育委員会が記者会見を行う。
1月12日（火）19時	保護者説明会を開催する。
1月13日（水）朝会	校長講話の中で、児童に対し「自分の命を絶つということによって亡くなったこと」を知らせる。
1月19日（火）16時	第4回いじめ問題専門委員会を開催する。
2月2日（火）16時	第5回いじめ問題専門委員会を開催する。 諮問内容を「いじめの認定と再発防止策」から「自殺に至る背景調査」に変更することを確認すると共に進退について確認した所、全員辞任し本委員会を閉じ解散することとなった。
2月5日（金）	○新しいじめ問題専門委員会に関する取り組み 沖縄県弁護士会、沖縄県医師会、沖縄国際大学、沖縄県臨床心理士会、沖縄県社会福祉士会に対し委員の推薦を依頼する。
3月2日（水）	第1回いじめ問題専門委員会開催（委員5人） （委員委嘱、諮問等）
3月23日（水）	第2回いじめ問題専門委員会開催
4月20日（水）	第3回いじめ問題専門委員会開催 （遺族推薦1人を追加）
5月18日（水）	第4回いじめ問題専門委員会開催
6月8日（水）	第5回いじめ問題専門委員会開催
7月20日（水）	第6回いじめ問題専門委員会開催
8月23日（火）	第7回いじめ問題専門委員会開催
9月14日（水）	第8回いじめ問題専門委員会開催
10月21日（金）	第9回いじめ問題専門委員会開催
11月29日（火）	第10回いじめ問題専門委員会開催
12月21日（水）	第11回いじめ問題専門委員会開催
平成29年	
1月31日（火）	第12回いじめ問題専門委員会開催
2月28日（火）	第13回いじめ問題専門委員会開催
3月21日（火）	第14回いじめ問題専門委員会開催
4月18日（火）	第15回いじめ問題専門委員会開催
5月16日（火）	第16回いじめ問題専門委員会開催
6月6日（火）	第17回いじめ問題専門委員会開催

期 日	内 容
7月18日(火)	第18回いじめ問題専門委員会開催
8月7日(月)	第19回いじめ問題専門委員会開催
8月28日(月)	第20回いじめ問題専門委員会開催
9月25日(月)	第21回いじめ問題専門委員会開催
10月17日(火)	第22回いじめ問題専門委員会開催
11月13日(月)	第23回いじめ問題専門委員会開催
12月5日(月)	第24回いじめ問題専門委員会開催
12月20日(水)	第25回いじめ問題専門委員会開催
平成30年	
1月24日(水)	第26回いじめ問題専門委員会開催
2月13日(火)	第27回いじめ問題専門委員会開催
2月27日(火)	第28回いじめ問題専門委員会開催
3月9日(金)	第29回いじめ問題専門委員会開催
3月20日(火)	第30回いじめ問題専門委員会開催
3月28日(水)	第31回いじめ問題専門委員会開催
3月30日(金) 11時～	答申及びいじめ問題専門委員会記者会見(庁舎5階)
4月13日(金)	■■■■■■■■■■新中学一年保護者対象
4月23日(月)	市議会への報告
4月25日(水)	御遺族(保護者)面会 謝罪
5月14日(月)	■■■■■■■■■■(在校生保護者対象)
5月15日(火)	市長へ報告
5月21日(月)	第1回総合教育会議(市長・教育長・教育委員) 「豊見城市いじめ問題専門委員会調査報告書(答申)について」
6月20日(水)	豊見城市いじめ問題専門委員会調査報告書(答申)市ホームページ公表
8月7日(火)19時30分～	市PTA連合会役員会での答申内容説明(とよみ小)
8月8日(水)14時～16時	市小中合同研修会(市立中央公民館) 「過去の「いじめ問題」から学ぶいじめ問題への対応」 参加者：市立小中学職員360名
10月12日(金)	自死児童の保護者記者会見(同日午前訴訟を那覇地裁に提起)
11月16日(金)	平成30年(ワ)第762号 損害賠償請求事件訴状受理
12月4日(火)	平成30年度一般会計補正予算(第6号)(弁護士業務委託料)上程
12月11日(火)	平成30年度一般会計補正予算(第6号)(弁護士業務委託料)可決
平成31年	
1月15日(火)	第1回口頭弁論
3月8日(金)	第2回期日
令和元年	
5月21日(火)	第3回期日
7月30日(火)	第4回期日
9月18日(水)	第5回期日
11月7日(木)	第6回期日
12月25日(水)	第7回期日
令和2年	
2月17日(月)	第8回期日

7 関係法令

○ 市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成 19 年豊見城市規則第 9 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、市長の権限に属する事務の一部を他の執行機関等の職員に補助執行させることについて、必要な事項を定めるものとする。

（補助執行機関の職員の補助執行）

第 2 条 市長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定に基づき、別表に定めるところにより、市長の権限に属する事務の一部を補助執行させるものとする。

2 略

別表（第 2 条関係）

補助執行させる職員	補助執行させる事務
教育長、教育委員会事務局職員及び教育委員会の管理に属する機関の職員	1～5 略 6 豊見城市がその当事者となる請願、審査請求、訴訟、和解、あっせん、調停及び仲裁等に関することのうち、その内容が教育委員会の所掌事項に関すること。 7～10 略

○ 国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）

第 1 条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を与えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

2 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

第 2 条・第 3 条 略

第 4 条 国又は公共団体の損害賠償の責任については、前 3 条の規定によるの外、民法の規定による。

第 5 条 国又は公共団体の損害賠償の責任について民法以外の他の法律に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

○ 民法（明治 29 年法律第 89 号）

（近親者に対する損害の賠償）

第 711 条 他人の生命を侵害した者は、被害者の父母、配偶者及び子に対しては、その財産権が侵害されなかった場合においても、損害の賠償をしなければならない。

（責任無能力者の監督義務者等の責任）

第 714 条 前二条の規定により責任無能力者がその責任を負わない場合において、その責任無能力者を監督する法定の義務を負う者は、その責任無能力者が第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、監督義務者がその義務を怠らなかつたとき、又はその義務を怠らなくても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

2 略

（共同不法行為者の責任）

第 719 条 数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたときは、各自が連帯してその損害を賠償する責任を負う。共同行為者のうちいずれの者がその損害を加えたかを知ることができないときも、同様とする。

2 略

○ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（契約の締結）

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

○ 地方自治法施行令（昭和 22 年制令第 16 号）

（随意契約）

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号

に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第五号)第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業(以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。)を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者(以下この号において「生活困窮者」という。)であるもの(当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)(以下この号において「障害者支援施設等」という。)において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和三十九年法律第六十八号)第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者(以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設(当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

2 前項第八号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 第一項第九号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

4 前二項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

○ 豊見城市契約規則（昭和 49 年豊見城村規則第 11 号）

（見積書）

第 24 条 随意契約により契約を締結しようとする場合においては、2 人以上の者から当該契約に係る見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、1 人の者から見積書を徴することで足りる。

（1） 契約の目的又は性質により契約の相手方が特定される時。

（2） 市場価格が一定している物品を購入するとき。

（3） 1 件の金額が 5 万円以上 10 万円未満の契約を締結しようとする時。

（4） 2 人以上から見積書を徴することが適当でない時。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する時は、見積書を省略することができる。

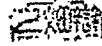
（1） 新聞その他の定期刊行物及び例規等の追録を購入するとき。

（2） 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）若しくは他の地方公共団体と契約を締結するとき又は令第 152 条第 1 項に規定する法人と随意契約を締結するとき。

（3） 季節がある産物又は腐敗のおそれがある物品の購入で、見積書を取る暇がない時。

（4） 官報、郵便切手その他公定価格の定めがあるものを購入するとき。

（5） 1 件の金額が 5 万円未満の契約を締結しようとする時。



弁護士委任及び報酬契約書

依頼者 豊見城市を甲とし、受任者 みちしるべ法律事務所 弁護士畑知成を乙として、下記のとおり契約を締結した。

第1条 (弁護委任)

甲は、本日、下記事件（以下、「本件事件」という。）を委任し、乙はこれを受任する。

《事件の表示》

相手方 〇〇〇〇外1名
事 件 損害賠償請求事件

第2条 (着手金)

甲及び乙は、本件事件の着手金の額を金304万円（消費税別）と定めた。

2 甲は、上記着手金額を乙に対し、平成31年1月末までに支払う。

第3条 (費用)

印紙・切手代、交通費等の事件処理に必要な費用は、甲の実費負担とする。

第4条 (成功報酬)

甲及び乙は、前1条の事件の成功報酬について、甲の得た利益につき、300万円以下の部分について16%相当額（消費税別）、300万円を超える部分について10%相当額（消費税別）、3000万円を超える部分について6%相当額（消費税別）とすることを定めた。

第5条 (着手金の返還)

本件事件の着手金は、委任目的の達成の有無にかかわらず返還しない。但し、乙の都合のみによって委任契約を解除する場合は乙は甲に対し全額返還する。

第6条 (控訴審移行)

本件事件が控訴審等の上級審に移行する場合は別途甲乙協議の上で定める。

平成30年12月19日

甲 豊見城市字翁長 854 番地 1
豊見城市
市長 山川



乙 那覇市松原
アビクシオ
みちしる
弁護士 畑知成

番 13 号
階 第 所
知

